

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について

広域応援室

1 はじめに

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や令和6年能登半島地震、直近では大船渡市の林野火災など計46回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日策定、以下「基本計画」という。）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、おおむね5年ごとに改定してきました。

当初、令和5年度末の改定を念頭に改定作業を進めていましたが、令和6年能登半島地震の発生を受け、その教訓を反映させるため改定を1年延期し、本年3月、2028年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

本稿では、基本計画の改定内容等について紹介します。

2 これまでの基本計画の内容

平成31年の直近の基本計画の改定では、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化、大規模水害、NBCテロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を6,000隊から6,600隊に増強するとともに、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBCテロ災害に対応するNBC災害即応部隊を創設することとしました。

この基本計画に沿って、これまで、緊急消防援助隊の車両等の整備を進め、計画期間中に目標としていたおおむね6,600隊の登録隊数を達成するとともに、全国で50部隊程度の土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊の配備を完了しました。

表1 基本計画の改定と登録目標隊数

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊
平成31年改定	6,600隊

3 今回の基本計画の改定内容

(1) 改定概要

今回の基本計画の改定では、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応するため、登録目標隊数を、6,600隊から7,200隊に増強します。また、DXの推進により情報収集・整理・共有を強化するための情報統括支援隊、隊員の健康面・二次災害防止に係る安全管理を強化するための安全管理部隊、複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用することができるよう救急特別編成部隊を創設することとします。

(2) 登録隊数の増強

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害に的確に対応できるよう、救助活動に従事する部隊を増強するとともに、安全管理やDXの推進をするため、登録目標隊数を7,200隊とすることとします。

増隊する主なものは以下のとおりです。

- 指揮支援部隊 +10隊
広範囲の市町村で被災した場合に備え、被災地で指揮支援を行う部隊を増隊
- 消火・救助・救急の3小隊 +410隊
(特殊装備小隊からの移行分60隊を含む。)
災害対応能力を強化するため、発災時に主に救助活動に従事する部隊を増隊
- 後方支援隊 +100隊
救助隊等の増隊に伴い、宿営環境の整備や資機材補充等を通じて救助隊等を支援する部隊も増隊

- 新設部隊 +60隊
情報統括支援隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊
(詳細は(3)参照)

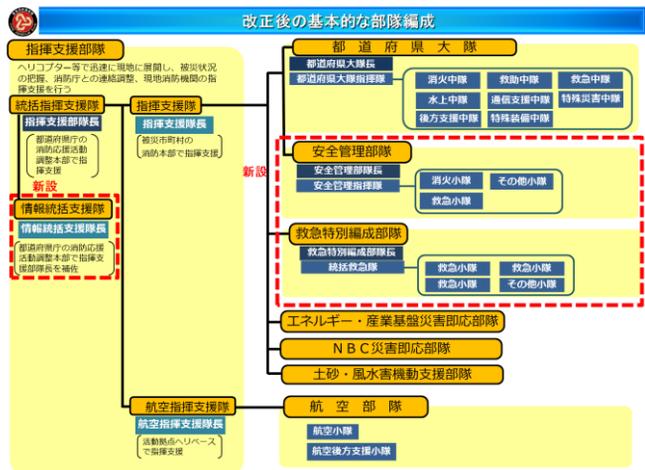
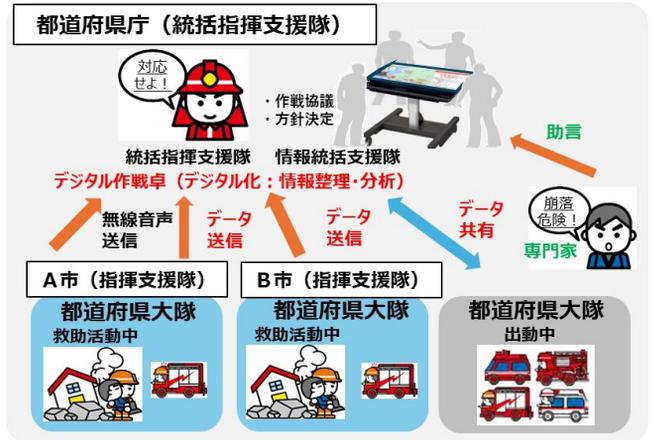
表2 登録目標隊数

隊種別	改定前の登録目標隊数	登録目標隊数 2028年年度末
統括指揮支援隊及び指揮支援隊	50隊程度	60 隊程度
航空指揮支援隊	60隊程度	60 隊程度
情報統括支援隊	-	10 隊程度
統合機動部隊指揮隊	50隊程度	100 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	10隊程度	10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊	50隊程度	50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	50隊程度	50 隊程度
安全管理部隊指揮隊	-	50 隊程度
救急特別編成部隊統括救急隊	-	50 隊程度
都道府県大隊指揮隊	160隊程度	160 隊程度
消火小隊	2,500隊程度	2,530 隊程度
救助小隊	540隊程度	800 隊程度
救急小隊	1,500隊程度	1,620 隊程度
後方支援小隊	890隊程度	990 隊程度
通信支援小隊	50隊程度	50 隊程度
水上小隊	20隊程度	20 隊程度
特殊災害小隊	350隊程度	370 隊程度
特殊装備小隊	500隊程度	500 隊程度
航空小隊	80隊程度	85 隊程度
航空後方支援小隊	60隊程度	60 隊程度
計	6,600隊程度	7,200 隊程度

(3) 新たな部隊の創設 (ア) 情報統括支援隊の創設

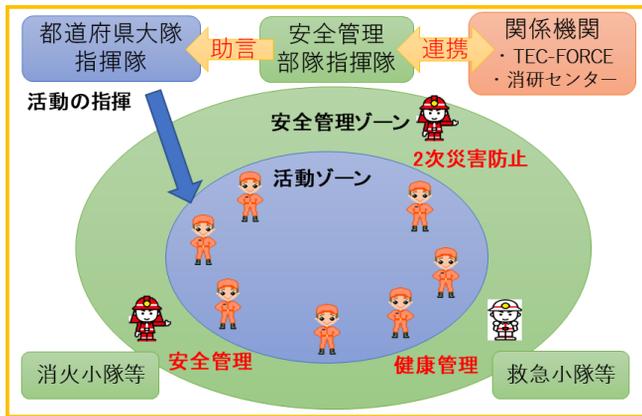
緊急消防援助隊出動時には、刻々と変わる状況に応じ、情報収集と情報の整理、方針の決定と共有を繰り返していくこととなります。これらはその指揮支援部隊長を中心になされることとなりますが、現状、情報収集等は、消防救急デジタル無線などによる音声等を用いた収集及び伝達が基本となっており、質・量ともに向上できる余地があると考えられます。また、被害等の情報が過多となった場合でも効率的に処理、整理及び管理することが必要になります。

情報統括支援隊は、無線等のアナログ手法に加え、タブレット端末、スマートフォンなどのデジタルツールにより、リアルタイムで災害映像、災害情報を収集し、情報の整理・分析・共有を行うことを主任務としています。受け取った情報を整理・分析し、統括指揮支援隊の増隊判断や部隊配置判断などを補佐することとなるため、統括指揮支援隊が属する消防本部に計9部隊を配備することとしています。この任務を的確に遂行できるよう情報の効率的な整理・共有に資するデジタル作戦卓及び車両を配備します。



(イ) 安全管理部隊の創設

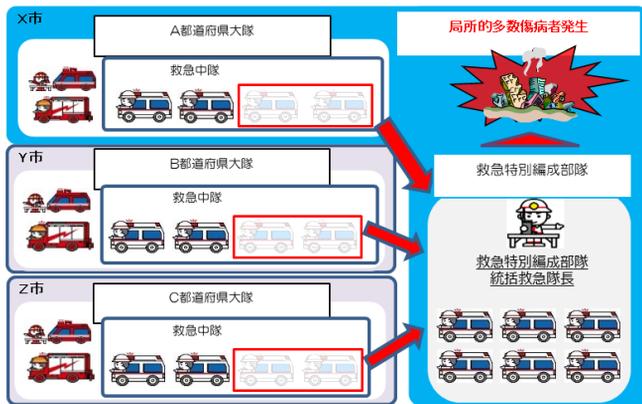
緊急消防援助隊が出動する大規模災害は、普段経験しない災害態様であることから、隊員が予知できない危険性が内在している場合があり、隊員の受傷等を防ぐ必要があります。また、過酷な環境下での活動となることから、隊員の体調管理にも配慮する必要があります。このため、長期化する災害において、隊員の勤務面、体調などの健康面においてもケアすることで活動をより充実させられるよう、隊員の安全管理（健康面、二次災害防止）を任務とする安全管理部隊を創設します。



(ウ) 救急特別編成部隊の創設

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震では、複数の都道府県大隊の救急小隊を集中的に運用する事案が発生しています。このように、局所的に多数の傷病者が発生する事案等では、1つの都道府県大隊の救急小隊だけでは不足する場合があります、新たに救急小隊の追加派遣を行うとしても時間を要してしまう場合があります。このような一時的に救急部隊の増隊が必要となる場合に、複数の都道府県大隊の救急中隊のみを指揮命令系統を明確化したうえで一体運用できるよう、救急特別編成部隊を創設します。

救急特別編成部隊は、多数傷病者の発生等により集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とします。



(4) 緊急消防援助隊の円滑な活動に向けた運用の見直し

(ア) 能登半島地震を踏まえた運用改善

能登半島地震では、大型車両の陸路進出が難しく、自衛隊等と連携して空や海から進出しました。これを受け、空路や海路での進出を想定し、迅速かつ的確な活動のために必要がある場合、車両以外の手段による進出を行うことを規定するほか、大型のみでなく小型車両も含め、災害の態様に応じて適切な車両を選定・編成することを規定します。

また、緊急消防援助隊ブロック訓練等をはじめ、平時から関係機関連携に努めることを明記します。

(イ) 消防庁長官の「指示」の考慮事項の見直し

令和3年度の災害対策基本法の改正により、国の防災体制の強化の観点から、「特定災害対策本部」の制度が設けられました。これを踏まえ、消防庁長官の指示による出動とする場合の考慮事項として、同対策本部を追加します。

(ウ) 大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備 都道府県の柔軟な対応

緊急消防援助隊の出動計画は、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊として基本計画に定められていますが、台風の移動進路となることが予測される都道府県など、緊急消防援助隊として、出動又は出動準備ができない場合に備え、第一次出動都道府県大隊や出動準備都道府県大隊都道府県以外の都道府県から柔軟に幅広く、応援出動又は応援出動の準備をさせることができるよう、基本計画に規定します。

(エ) 都道府県大隊を複数被災地へ派遣する運用

一の都道府県大隊は、原則として、1つの被災地に応援に入り、活動することとなります。しかしながら、多くの被災地への対応が必要になった場合や、災害状況の変化により、新たな応援先が生じた場合などには、他の都道府県大隊の出動では時間を要してしまうことがあります。このような場合に、効果的かつ効率的な対応をするため、活動中の都道府県大隊を分割させ活動することがあり得ることを、基本計画に明確にします。

(5) 緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施

令和4年に静岡県で開催した第6回全国合同訓練に続き、第7回の全国訓練を令和8年度に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、北海道及び宮城県で実施することとしています。実施内容については、今後消防庁や開催道県などとともに検討を進めていく方針です。



緊急消防援助隊 全国合同訓練の様子

3 おわりに

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の国家的危機に対応するためには全国の消防力を結集することが不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増しているところです。

今回の基本計画の改定を踏まえ、実践的な訓練を継続的に実施し、習熟を図りながら、緊急消防援助隊の一層の充実強化を目指していきます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL：03-5253-7569（直通）